

東労発基 0601 第 1 号
令和 2 年 6 月 1 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会東京都支部 会長 殿

東京労働局長



第 93 回全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、第93回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和元年の労働災害発生状況は、死亡者数は47人と前年より16人(25.4%)減少し過去最少となったものの、休業4日以上死傷者数は10,570人と前年より84人(0.8%)増加し、一昨年に引き続き1万人を超えており、極めて憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、第13次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関の御協力も得ながら「官民一体」となった労働災害防止の取組を推進しているところです。

全国安全週間については、広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第13次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど、関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、本年度については、東京労働局における全国安全週間の対応を下記のとおりといたしましたので、御留意いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1 全国安全週間及び準備期間中に事業者が行う実施事項について

全国安全週間実施要綱の9(1)において、全国安全週間及び準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げておりますが、その実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止についても十分留意することが必要であることから、同週間の周知に当たっては、その旨も併せて周知することといたしました。

特に、実施事項にある、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」などについては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むよう周知することといたしました。

周知に当たっては、令和2年3月31日付け基安発0331第3号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」の記の2の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用を勧奨する等により、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進を図ることといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであることから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただくようあわせて周知することとしております。

なお、厚生労働省作成の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を記載した全国安全週間のポスター・リーフレットを活用してください。

2 安全衛生に係る表彰及び安全パトロールについて

東京労働局長賞の表彰式については、多数の受賞者、来賓が集まることから、開催を中止といたしました。

なお、表彰自体は実施いたします。

また、東京労働局が行う安全パトロールについては、事業者に対して、感染拡大防止の観点及び感染防止対策に取り組む事業者の過度な負担を伴う依頼となることから中止といたしました。